

団体交渉の拒否は 不当労働行為！

8月7日、大阪府労働委員会は、JR東海労大阪仕業検査車両所分会が中心になって進めてきた通称・府労委Pについて、会社が組合掲示物の撤去に関する団体交渉を拒否したことは、不当労働行為とする命令を出しました。

【命令書】

主 文

- 1 被申立人は、申立人ジェイアール東海労働組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和 様

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 柘植 康英

当社が、貴組合が平成24年2月17日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 2 申立人らのその他の申立をいずれも棄却する。

しかし、苦情処理会議で明らかになったボーナスカット事由が記載された組合掲示物について、①労働協約に違反するとして一方的に撤去したこと、②組合掲示物の撤去に関する苦情処理会議を開催しなかったことは、不当労働行為であるという申立は認められませんでした。

私たちは、本部・地本・分会が一丸となった闘いを更に展開します！